

**広島県告示第二百八十八号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

委託を受けた者	名稱	住所	委託した年月日 （委託期間）
タイムズ24株式会社 代表取締役 西川光一	タイムズ24株式会社 代表取締役 山沢一善	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号	
タイムズサービス株式会社 代表取締役 濱野上隆志	株式会社不二ビルサービス 代表取締役 川崎計介	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号	
タイムズモビリティネット ワーカス株式会社 代表取締役 川崎計介	広島市中区鉄砲町七番一八号	広島市中区八丁堀一五番一〇号	平成二八年三月二九日 (平成二八年四月一日) 平成二九年三月三一日